

2024年1月29日(月)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

ダブルワークの社会保険

二事業勤務の対象者が増えてきている

2016 (平成 28) 年 10 月以前は複数の会社で社会保険に加入するのは、関連会社で役員を兼務している人等わずかな層に限られていました。しかし社会保険の適用拡大に伴い、ダブルワークで 2 つの会社のどちらも週 20 時間以上であれば両方の会社の社会保険に加入するケースも出てきました。

多くの会社では正社員の週所定労働時間を労基法に合わせて週 40 時間と定めていることでしょう。この 4 分の 3 以上の労働時間であれば加入することとなっていました。つまり週 30 時間以上の労働時間で加入になります。しかし適用拡大により従業員数 101 人以上事業所で週 20 時間以上働けば加入となると、ダブルワークで各々加入することになるかもしれません。

2つの会社で社保の手続きが必要に

上記の場合は社会保険の手続きを行う 「主たる事業所」を選択し「健康保険・厚生 年金保険 被保険者所属選択・二以上事業 所勤務届」を提出します。健康保険証は「主 たる事業所」のものが発行されます。

保険料については両方の事業所の給与を 合算して標準報酬月額を算出し、それを各 事業所の給与額に応じた比率で案分しそれ ぞれの事業所が保険料を納付します。

各々の立場で働き方の選択をしてもらう

週 20 時間台の所定労働時間で働いている従業員が短時間勤務を選択している事情は様々で、本当は社会保険に入りたいけれど 30 時間は働けないという方には加入は朗報ですが、一方扶養の範囲で働きたい人には社保に加入すると手取りが減ってしまい損になる、また配偶者が勤務先から受ける配偶者手当が減額されるのは困るという方もいるでしょう。

2024年の10月には週20時間超勤務者の 社会保険適用範囲が従業員51人以上の事 業所にも拡大されるので、今後社会保険加 入が見込まれる方とは個別に面談し、適用 拡大の内容や、受ける影響について説明を しておかなければならないでしょう。場合 によっては所定労働時間を変更する必要が 生じるかもしれません。

ダブルワークでは時間外手当の計算や保険料の案分負担、社保手続きのわずらわしさが発生します。しかし適用拡大や人手不足の観点からはやむを得ない面もあるでしよう。



働き方の多様化、副業、兼業の拡大等により2 か所で働く人も増えています